

第8回 水端かわまちづくりWGの開催結果

日 時	平成28年5月30日(水) 14:00~16:00		
場 所	亀岡市役所 別館 3階会議室		
出席者	<p>京都学園大学バイオ環境学部 教授 大西 信弘 グループ長          保津町自治会 自治会長 塚田 勇 副グループ長          亀岡防犯推進委員連絡協議会 長尾 一          京都府南丹土木事務所 企画調整室 寺田室長          山田主事          " 河川砂防室 木下室長          谷口副室長          中主査</p> <p>亀岡市 夢ビジョン推進課 小塩副課長          " 都市整備課 西出係長          " 桂川・道路整備課 並河課長          澤田副課長          湯浅主査          " スポーツ推進課 三宅課長</p> <p style="text-align: right;">(順不同、敬称略)</p>		
内 容 (次第)	<p>1) 開 会          2) 議 事          ○今後整備施設(トイレ、階段スタンド等)の詳細について          ○運営・維持管理の方法について          3) 閉 会</p> 		

## 結 果

○多目的エリアの利用方法については、本日頂いた意見を踏まえ事務局で利用方法・調整方法等を再度検討し、グループ長・副グループ長の了解を得た上で定めることとします。

○策定した利用方法については、出水期明けからの本格利用に向けて広報・周知を図っていくこととします。

(主な意見)

### 【多目的広場エリアの利用方法について】

- ・野球・ソフトボールはやってもいいのではないかと、要望も高い。 スポーツにおいて禁止行為を設定する場合、その先引きは非常に難しい。  
⇒多目的広場でのキャッチボールなどは問題ないと考えている。しかし、安全施設(防護柵)の設置ができないことから、練習・試合等は禁止したいと考えている。また、橋の上流側の大堰川緑地公園では安全施設が整備されたグラウンドが3面ある。
  
- ・ゾーニングをした後、物理的に区分けをするのか。貸し出すエリアについては明確にしておく、現地でも分かるようにしておかなくてはならない。  
⇒ゾーニング後には、物理的に仕切ることを考えている。
  
- ・平常運営までの期間、実験的にグラウンドゴルフ団体、サッカークラブ団体に利用していただくとのことだったが、その2クラブの優位性ほどのように説明するのか。NPOが主催するイベントに参加した際、参加者の中に公平な利用を求められている発言があった。  
⇒優先的にすることはできないと思っている。既に、使用届を提出していただいているが、定期的な利用となるため、他に使用申請が入った場合には調整に応じていただくことをお願いしている。  
⇒例えば保津町自治会では、保津橋上流の大井川緑地公園の利用調整を行っている。年度初めに年間での利用者の公募をして年間利用計画を立てている。ただし、後に地元行事が入った際は保津町が優先的に使わせていただいている。  
⇒社会体育施設では、使用しようとする日の前2ヶ月から申請が可能である。許可の順位は受理した順序となっているが、それだと開庁前から並んだりする方も出てくるので、当日中に受理した内容で重なる部分がある者については当事者同士で話し合ってもらい、それでも調整がつかない場合はくじ引きとしている。
  
- ・自由使用の方にも、使用による事故については自己責任であることを周知しなければならない。許可をとって使用をさせる場合にも、許可書に使用における責任を明確に記載しておく必要がある。  
⇒現行の使用規則にも、自己責任である旨は記載している。今後は、利用が増えることが考えられ、許可書や現地へ看板等を設置し自己責任であることを明示したい。
  
- ・広報を行うと、一気に使用申請が入ってくると思われる。それまでに使用方法・調整方法をきっちり定めておく必要がある。  
⇒本日様々な意見をいただいたので、それら意見を踏まえ事務局で利用方法・調整方法等を再度検討し、グループ長・副グループ長の了解を得た上で策定し広報・周知したいと思う。広報を行う前には、皆様に前もって連絡をします。目標としては出水期が明ける10月頃から予約が受けれるよう考えている。

